

1

2

3

4

埼玉県環境基本計画

5

(令和 9 年度～令和 1 3 年度)

6

7

素案骨子

8

9

～目次～

1	
2	第1章 本計画について
3	1 策定趣旨
4	2 位置付け
5	3 計画期間
6	第2章 本県の概況
7	1 位置、地形及び気候
8	2 人口
9	3 土地利用
10	4 経済
11	
12	第3章 本県を取り巻く環境分野の状況
13	1 気候変動
14	2 資源循環
15	3 生物多様性
16	4 環境保全
17	
18	第4章 長期的な目標と施策展開の基本的な考え方
19	1 長期的な目標
20	2 施策展開の基本的な考え方
21	(1) 地球的規模の環境課題への対応
22	(2) 環境と経済の両立
23	(3) DX の推進と先進技術の活用検討
24	(4) 本県の特性を活かす
25	(5) 多様な主体の参画
26	(6) 着実な環境保全対策と次世代の人材育成
27	3 計画の実効性を担保する仕組み
28	
29	第5章 実施施策
30	1. 計画の全体像
31	2. 実施施策
32	施策の方向① 気候変動対策の推進
33	施策の方向② 資源の循環利用の推進
34	施策の方向③ 生物多様性の回復の推進

- 1 施策の方向④ 持続可能なまちづくり
- 2 施策の方向⑤ 恵み豊かな川との共生
- 3 施策の方向⑥ 着実な環境保全
- 4 施策の方向⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり

5

6 参考資料

- 7 1 指標一覧
- 8 2 策定の経緯
- 9 3 審議会名簿
- 10 4 環境基本条例

11

第1章 本計画について

1 策定趣旨

埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき策定するものです。

第5次計画では、令和4年度から令和8年度（2022年度から2026年度）までの計画期間として策定され、あらゆる主体の参画による脱炭素・循環型・自然共生社会の実現を目指してきました。

その間、本県におけるカーボンニュートラル*宣言や、また、世界的に見ても、循環型社会を目指す上での新たな取組としてのサーキュラーエコノミー*、生物多様性分野での大きな目標としてのネイチャーポジティブ*などが掲げられ、これらに関する取組が進められてきました。

SDGs に掲げられた環境・経済・社会の諸課題の統合的な解決という考えを踏襲しつつ、新たな環境上の目標である、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブを達成すべく、第6次埼玉県環境基本計画を策定しました。

2 位置付け

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

県政運営の基礎となる「埼玉県5か年計画」と整合を図るとともに、環境分野の個別計画である「埼玉県地球温暖化対策実行計画」、「埼玉県廃棄物処理基本計画」等の上位計画に位置づけられます。

なお、本計画は環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく行動計画を兼ねます。

3 計画期間

令和9年度から令和13年度（2027年度から2031年度）までの5年間とします。

第2章 本県の概況

1 位置、地形及び気候

本県は関東地方の中央に位置し、東京都の北側に隣接しています。県の地形は多様で、西部には標高 2,000m 級の秩父山地が広がり、自然豊かな山岳地帯となっています。一方、東部に向かうにつれて丘陵や台地、低地が広がり、県の大部分は関東平野の一部として平坦な土地が続いています。また、荒川、入間川、利根川など多くの河川が流れており、県土に占める河川面積の割合は全国で 2 位と非常に高く、これらの河川は農業用水や生活用水として、また癒しをもたらす貴重な水辺空間として、私たちの生活において重要な役割を担っています。

本県の気候は、内陸性の太平洋側気候であり、夏は高温多湿で蒸し暑く、冬は比較的寒冷で、特に秩父地域の山間部では降雪が見られることもあります。梅雨や台風の季節に雨が多く降りますが、台風や豪雪などの気象災害は比較的少ない地域です。

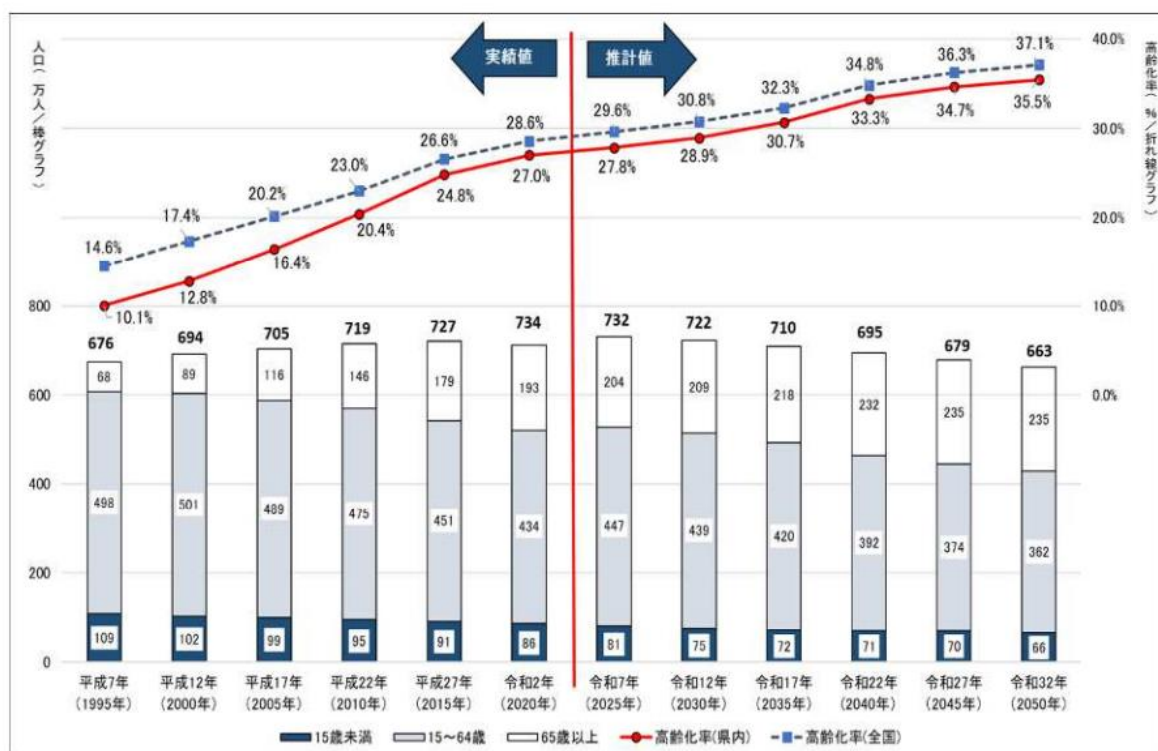
2 人口

本県の人口は令和 7 年 4 月の推計で約 732 万人となり、全国 5 位の人口規模となっています。国勢調査の開始以来、およそ 100 年にわたり増加傾向にありましたが、令和 3 年の推計では人口が減少に転じ、その後も減少傾向が続いています。

年齢構成を見ると、年少人口（0～14 歳）の割合は約 11%、生産年齢人口（15～64 歳）は約 62%、老年人口は約 27% となっています。

老年人口（65 歳以上）について、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）には約 232 万人となり、高齢化率は 33.3% となる見込みです。また、本県は、今後、後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加すると見込まれています。いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）には約 121 万人、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和 32 年（2050 年）には約 146 万人に達する見込みです。

人口減少・超少子高齢社会では、地域を支える商業や交通の衰退、空き家の増加による都市のスポンジ化*、医療・福祉の費用増加などにより、現在の行政サービス水準の維持やインフラの更新が困難になることが予測されます。



資料：総務省統計局「国勢調査」[H7～R2]

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5(2023)年推計）」[R7～R32]

※国勢調査の人口総数には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない。

※令和 2 年の高齢化率は不詳補完値による。

(第 9 期埼玉県高齢者支援計画)

3 土地利用

県土の面積は約 3,798 km²で、そのうち農地と森林が合わせて約 1,922 km²を占め、全体の約半分を構成しています。また、水面や河川などの水域が県の面積の約 5%を占めています。

西部の山地を除き台地から低地にかけて農地が広がっており、台地丘陵地域には畑作地帯、低地には水田地帯がそれぞれの地域の特色を生かしながら広がってきました。一方、昭和 30 年代後半以降の急速な都市化の波は、従来の農業環境を大きく変貌させることとなり、住宅地、工業用地等への転用により農地は減少しています。

森林面積は、119,223ha で県土の約 31%を占めています。土地は概ね肥沃であり林木の成長に適しているため、スギ、ヒノキ等の植林が続けられてきましたが、近年では太陽光パネルの敷設用地等の転用件数も散見され、依然として森林は減少傾向にあります。

市街地は、都心から放射状に延びた 鉄道に沿って拡大しています。鉄道網、道路網の整備に伴う交通利便性、生活利便性の向上や経済社会諸活動の拡大により、宅地が増加しています。またこのように鉄道網や高速道路などの交通インフラが発達しており、これらのインフラ用地も県内土地利用の一部を占めています。

	昭和 55 年	60 年	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	令和 2 年	5 年	区分の説明
農 地	1,128	1,055	984	922	874	848	798	763	741	730	田・畑の合計
森 林	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,199	1,192	国有林及び民有林の合計
原野等	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	原野・採草放牧地の合計
河川等	187	188	190	189	191	190	191	192	191	192	水面・河川・水路の合計
道 路	265	276	291	302	321	321	328	335	342	344	一般道路・農道・林道の合計
宅 地	553	588	631	660	694	719	744	768	790	800	住宅地・工業用地・その他宅地の合計
その他	371	416	435	476	481	494	516	525	533	538	

資料:土地利用現況把握調査(土地水政策課)

(令和 7 年度埼玉の土地)

4 経済

本県の令和 4 年度の県内総生産は、全国で 5 番目、関東地方では東京都・神奈川県に次ぐ規模であり、名目で約 24 兆 6,656 億円に達しています。産業別の構成比は、第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 25.6%、第 3 次産業が 72.8%となっています。

本県は、米や野菜の生産が盛んであり、広大な森林資源も有しています。令和 6 年度の農業産出額は 1,929 億円と全国第 20 位となっています。

工業のうち製造業は、令和 5 年の製造品出荷額等 15 兆 3,296 億円と全国第 6 位となっています。多種多様な業種が立地している中で、製造品出荷額を見ると自動車製造業（二輪自動車を含む）が最も高くなっている特徴があります。

商業については、令和 3 年（2021 年）の年間商品販売額は 17 兆 2,479 億円で全国第 7 位です。平成 28 年（2016 年）の 18 兆 3,481 億円と比べて、9.4%減少しています。

第3章 本県を取り巻く環境分野の状況

1 気候変動

2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定*では、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃未満、できれば1.5℃以内に抑えることを目指し、各国で削減目標を定めることとしました。

これを受けて、わが国は令和3年（2021年）に地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラル実現に向け、温室効果ガス総排出量を2030年度に46%削減（2013年度総排出量比）し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしました。さらに、令和7年2月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2040年度までの長期的な脱炭素シナリオや温室効果ガス排出量の削減目標及びそれに向けた対策・施策が示されました。

近年、本県でも40℃を超える酷暑日を記録するなど気候変動の影響が見受けられます。また水災害が激甚化・頻発化しているほか、浸水が想定される区域に人口・資産が集中していることもあり、多くの浸水被害が発生するなど、気候変動対策の推進は待ったなしの状態です。

2 資源循環

世界各国における鉱物資源の輸出管理の強化、資源物に係る環境規制の強化などの動きは、資源に乏しい我が国において喫緊の課題となっています。このような状況も踏まえ、令和6年8月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画に循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略として進めていくことが記載されました。

サーキュラーエコノミーは、資源の有効活用以外にも、気候変動、生物多様性の損失、汚染の削減等の様々な環境問題の解決に不可欠であり、プラスチックの資源循環、食品ロス削減、リチウムイオン電池等処理困難物の問題等に対処するため、今後、より一層の資源の有効活用や再資源化等に取り組む必要があります。

また、令和7年11月には、環境省も策定に協力した、ビジネスのためのグローバル循環プロトコル*（GCP）の初版が公表されました。これは、ビジネス分野での資源循環の定量的評価に向けた1つの手順であり、気候変動分野におけるTCFD*、生物多様性分野におけるTNFD*に次ぐ、資源循環分野の評価・情報開示スキームとして今後の取組が期待されます。

3 生物多様性

2022年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」*が採択され、2050年のあるべき姿として自然共生社会の実現と2030年のネイチャーポジティブを目標に掲げ取り組んでいくことが示されました。我が国においても、生物多様性国家戦略2023-2030を策定

し、この中で、陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM*により保全すること（30by30 目標*）や、ネイチャーポジティブ経済*の実現を目指すとしています。

特に 30by30 については、生物多様性保全に係る明確な数値目標であり、私たちに分かりやすく、生物多様性の保全の状況を示すものです。本県は海域がないため、陸域だけであれば 30%の目標を達成している状況です。

一方で、本県では、森林面積の減少に加え、ニホンジカなどの野生生物、アライグマやクビアカツヤカミキリなどの外来生物の増加など、生態系へ悪影響を及ぼす要因により生物多様性が悪化し続けています。

4 環境保全

わが国では、かつて生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を挙げ、その克服等の経験を踏まえた海外への技術支援やノウハウ等の移転など、世界的な公害対策への貢献も実施してきました。

本県でも、近年は大気、水質分野における環境基準は概ね達成している状況です。本県でも長年に亘り環境保全に取り組んできた実績があり、この間に蓄積した知識や技術をアジアの国々に提供し、環境問題の解決を促進してきました。

また、身近に河川等の水辺空間があることや、河川の水質（BOD）の環境基準達成率は、おおむね 90%と高い水準を保っていることなどから、川の国埼玉として川の活用の取組が進んでいます。

一方で PFAS を代表とする新たな化学物質の問題や、環境基準を達成しない光化学オキシダントの問題など、対策すべき課題が未だ存在します。

さらに、2012 年の固定価格買取制度*（FIT 制度）導入により急速に設置が進んだ太陽光発電については、使用済みの太陽光パネルが 2030 年代から 2040 年代にかけて大量に排出されることが見込まれているほか、デジタル技術の進展等による環境負荷の増加が見込まれ、その対策についても検討等していく必要があります。

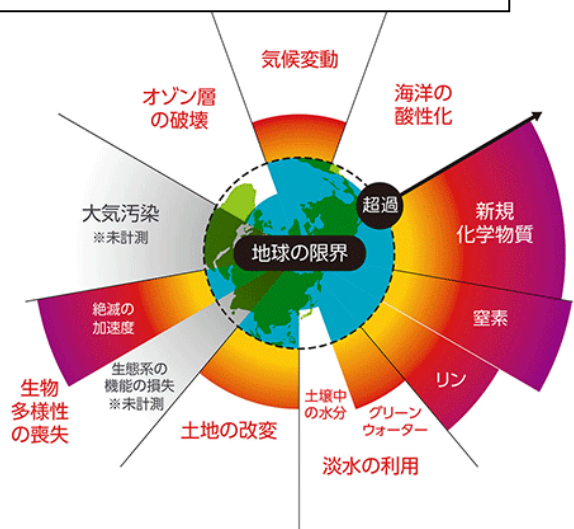
第4章 長期的な目標と施策展開の基本的な考え方

1. 長期的な目標

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができ
る社会の構築を目指し、21世紀半ば（2050年）を展望した長期的な目標を設定しま
す。

「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」の推進により、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会を目指す

プラネタリー・バウンダリー*の図でも示
されているとおり、現在の地球では気候変
動、窒素、リンなどの物質循環、生物多様性
の損失に問題があると示されています。また
これらの問題が生じていることは、地球の限
界を超えて資源等を搾取し経済活動を行っ
ていることの裏返しでもあります。これらに
対応する「カーボンニュートラル」「サーキュ
ラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」を
軸に、全ての環境分野とその上に成り立つ社
会、またこれまでトレードオフ*の関係にあ
ると言われてきた経済分野についてもその調
和を目指す必要があります。



資料：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

2. 施策展開の基本的な考え方

（1）地球的規模の環境課題への対応

持続可能な社会の実現のために「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」という地球的規模の環境課題について、本県としても率先して取り組んでいく必要があります。

カーボンニュートラルの達成に向けた気候変動対策として緩和策と適応策を、サーキュラーエコノミーという新しい概念を推進し資源の循環利用の促進を、ネイチャーポジティブの実現を目指し、生物多様性の保全にとどまらずその回復に向けて、それぞれ取り組んでいきます。

（2）環境と経済の両立

金融分野では、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）を

重視するE S G投資*など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが実装されてきました。

また、気候変動分野のTCFD、資源循環分野のGCP、生物多様性分野のTNFDなど、市場メカニズムを通じて環境に配慮した行動を企業に促す枠組みも広がりつつあります。積極的な情報開示により企業価値が増大する、環境への取組自体が企業利益に直結するという経済的インセンティブが、企業の持続的な環境への取組につながることにあります。このような取組を通して、環境と経済のトレードオフを克服することが重要です。

(3) DXの推進と先進技術の活用検討

人口減少への対応や技術の継承を図るために、積極的にDX*に取り組んでいきます。また、技術の進展が早い分野であることも踏まえ、その進展の状況に応じてフレキシブルに対応しながら活用することが重要です。企業活動への実装が進むなど近年成長が著しい生成AI*や、ドローン*・遠隔臨場技術等の新しいデジタル技術の活用により、業務の効率化や、熟練職員からの技術の継承、指導方法の多角化などに取り組んでいきます。

また、デジタル技術の急速な進展により、様々な分野で技術革新が進むことが期待されます。新たに生み出される先進技術を注視しつつ、その活用を検討していくことも必要です。

(4) 本県の特性を活かす

人口減少・超少子高齢社会の到来という歴史的な課題を抱える本県は、一方で、交通・買い物・通勤等の利便性の高さとともに、河川沿いに広がる田園や丘陵等豊かな自然環境を有しており、これらは県民にとっても魅力として捉えられています。また、このように、大規模な消費地と生産地が同居しているという特性もあり、本県経済の活力にもつながっています。

また、地域ごとに折り重なっている独特の歴史や文化は地域の魅力向上に寄与することも期待できます。

これらの特性を活かし、本県であるからこそ展開できる施策に取り組んでいきます。

(5) 多様な主体の参画

計画の推進には県のみならず様々な主体の協力・連携が必要です。国との連携はもちろん、住民に身近な市町村との連携は、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会を目指す上でますます重要となります。

さらに、行政だけでなく県民、企業などとの連携を積極的に進めていきます。私たちの生活に気候変動などの環境上の問題がどのように影響し、問題を解決することが私たちにどのようなメリットがあるのか、また、企業に対しては環境分野に参入することで自らのビジネスとの間での好循環が生じるということを、それぞれ分かりやすく示すことで、多様な主体の参画が図られるよう取り組んでいきます。

1 (6) 着実な環境保全対策と次世代の人材育成

2 私たちの生活の安全・安心を担保するため、これまで実施してきた環境保全対策に着
3 実に取り組んでいくことが重要です。また、科学的根拠に裏付けされた確かな環境情報
4 を収集・発信し広く活用できるようにすることで、次の時代を担う人づくりに取り組ん
5 でいきます。

6 7 3. 計画の実効性を担保する仕組み

8 計画を着実に実行していくため、施策に係る数値目標を設定・モニタリングし、施策
9 へのフィードバックを実施していきます。

10 また、計画の進捗状況や目標の達成状況については、環境審議会へ報告するととも
11 に、「環境の状況に関する年次報告書」（埼玉県環境白書）を県議会に提出し公表しま
12 す。併せて、環境白書及びホームページを通じた情報の開示を行い、広く県民から意
13 見・提言を求めています。

第5章 実施施策

計画の全体像

長期的な目標の達成のため、次の施策の方向により取組を進めていきます。

長期的な目標

「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」の推進により、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会を目指す

施策展開の基本的な考え方

- (1) 地球的規模の環境課題への対応
- (2) 環境と経済の両立
- (3) DX の推進と先進技術の活用検討
- (4) 本県の特性を活かす
- (5) 多様な主体の参画
- (6) 着実な環境保全対策と次世代の人材育成

施策の方向

- ① 気候変動対策の推進
- ② 資源の循環利用の促進
- ③ 生物多様性の回復の推進
- ④ 持続可能なまちづくり
- ⑤ 恵み豊かな川との共生
- ⑥ 着実な環境保全
- ⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり

1 施策の方向① 気候変動対策の推進

2 近年の酷暑や水災害の頻発化などを鑑みると、気候変動対策に取り組むことは、
3 環境問題の中でも喫緊の大きな課題の1つであるといえます。

4 本県でも、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させて気温上昇を抑えるため、2
5 030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減という目標を設定し達成に
6 向けて取り組んでいるものの、令和5年度での削減率は19.2%と削減の目安になる
7 水準に比べて7.9ポイント不足している状況です。目標達成にはより一層削減ペース
8 を加速させる必要があります。

9 再生可能エネルギーの普及拡大を進めつつ、産業や家庭などの各部門における温
10 室効果ガス排出削減に向けた取組を進めていきます。また、これらには、蓄電池の
11 導入による災害時におけるエネルギーレジリエンスの強化や、省エネにより生じる
12 経済的効果など、エネルギーの効率的利用が私たちの生活自体をより良いものにす
13 るという側面もあります。

14 一方、再生可能エネルギーの普及拡大にあたっては大規模太陽光発電施設の乱開
15 発や、太陽光パネルの供給体制の確保など懸念事項も散見されます。カーボンニュー
16 トラルの実現、気候変動に適応した持続可能な社会の実現には、これらの問題に適
17 切に対応することも必要です。

18 再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギーの効率的な利用などの「緩和策」と
19 ともに、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」を一体的に推進していき
20 ます。

21 (1) 再生可能エネルギーの普及拡大

- 22 ◆ 太陽光やバイオマス*、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大
- 23 ◆ 再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理
- 24 ◆ 非化石証書*の活用による再生可能エネルギーの地産地消の推進
- 25 ◆ 災害時に活用可能な太陽光発電設備等の導入支援
- 26 ◆ (関連取組) リチウムイオン電池や太陽光パネルの再資源化の推進
- 27 (新規) (後出)
- 28 ◆ (関連取組) 下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、
- 29 バイオマスの利用促進 (後出)

30 (2) 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進

- 31 ◆ 「地球温暖化対策計画制度」の円滑な運用
- 32 ◆ 「目標設定型排出量取引制度」の推進
- 33 ◆ 事業活動における省エネルギー対策など脱炭素化に向けた取組の促進
- 34 ◆ 「建築物環境配慮制度」の運用などによる低炭素建築物の普及拡大
- 35 ◆ (関連取組) 食品ロス対策の促進 (後出)
- 36 ◆ (関連取組) プラスチック資源の循環的利用の推進 (後出)

37 (3) 家庭部門におけるライフスタイルの転換

- 38 ◆ 住宅の省エネルギー対策の実施

- ◆ 脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換
- ◆ 脱炭素社会の実現に向けた環境学習の推進
- ◆ (関連取組) ごみを減らすライフスタイルへの転換促進 (後出)
- ◆ (関連取組) 食品ロス対策の促進 (後出)
- ◆ (関連取組) プラスチック資源の循環的利用の推進 (後出)
- (4) 運輸部門における環境配慮の推進
 - ◆ EV・PHV *など電動車の普及促進
 - ◆ 運輸・物流の低炭素化の推進
 - ◆ 公共交通の利用促進や自転車活用の推進
 - ◆ バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和
 - ◆ (関連取組) ディーゼル車運行規制 (一部のディーゼル車に限る) の実施
やアイドリングストップの指導 (後出)
- (5) CO₂以外の温室効果ガス対策と吸収源対策の推進
 - ◆ フロン類*のモニタリング及び適正管理の指導・啓発
 - ◆ CO₂ の吸収・貯蔵機能の向上を図る森林の整備
 - ◆ CO₂ 吸収源につながる身近な緑の保全・創出
- (6) 県の率先実行
 - ◆ 県有施設における脱炭素化の推進
 - ◆ 上下水道事業における環境配慮の推進
 - ◆ 電動車 (EV・PHV) などの率先導入
 - ◆ (関連取組) 県の率先行動やグリーン購入などの推進 (後出)
- (7) 気候変動への適応策の推進
 - ◆ 気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供
 - ◆ 農業分野や自然災害分野などにおける適応策の推進
 - ◆ 暑さ対策や熱中症対策の推進
 - ◆ 気候変動適応センターによる適応策の情報発信 (新規)
 - ◆ (関連取組) CO₂ 吸収源につながる身近な緑の保全・創出 (再掲)

1 施策の方向② 資源の循環利用の推進

2 資源そのものの枯渇が懸念されていることや、世界各国における鉱物資源の輸出
3 管理の強化などの動きが見られる中、今後一層資源の有効活用や再資源化を進め、
4 循環型社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

5 循環型社会形成に向けた新たな推進力となる「サーキュラーエコノミー」につい
6 ては、令和7年度の埼玉県四半期経営動向調査によると「サーキュラーエコノミー
7 に取り組んでいる」と回答した企業は9.2%、令和7年度の県民サポーターアンケー
8 トによると「サーキュラーエコノミーについて知っている」と回答した人は、18.
9 4%であり、サーキュラーエコノミーの取組や認知度の拡大が課題となっています。
10 このため、令和5年6月に設置した「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」
11 が引き続きワンストップ支援拠点として企業等からの相談に対応するほか、情報発
12 信や事業化支援に取り組んでいきます。

13 また資源としての利用ができなくなった廃棄物についても、バイオマスや発電用
14 の熱源として利用するなど有効活用していきます。

15 一方で、今後、大量廃棄が見込まれる使用済みの太陽光パネルや、不適切な処理
16 が廃棄物処理施設等での火災の原因となることがあるリチウムイオン電池につい
17 て、適切な処理の確保と資源としての有効活用という観点から、その処理体制の構
18 築に取り組んでいきます。

19 発生抑制と再使用を最優先とし、再生材や再生可能素材の活用、食品ロス削減、
20 等を通じて、資源の循環利用を進める3Rの考え方を基本とし、資源の循環利用を
21 推進していきます。

22 (1) サーキュラーエコノミーの推進

- 23 ◆ 企業と連携した資源循環の推進（新規）
- 24 ◆ サーキュラーエコノミー型製品・サービスの利用促進（新規）
- 25 ◆ 資源循環製品の認定等（新規）
- 26 ◆ サーキュラーエコノミーに対する県民の理解促進（新規）
- 27 ◆ 廃棄物の再資源化技術の高度化（新規）
- 28 ◆ リチウムイオン電池や太陽光パネルの再資源化の推進（新規）

29 (2) 3Rの推進

- 30 ◆ ごみを減らすライフスタイルへの転換促進
- 31 ◆ 食品ロス対策の推進
- 32 ◆ 県の率先行動と市町村支援
- 33 ◆ （関連取組）脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換（再掲）
- 34 ◆ （関連取組）県の率先行動やグリーン購入などの推進（後出）

35 (3) 廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進

- 36 ◆ プラスチック資源の循環的利用の推進
- 37 ◆ 彩の国資源循環工場・環境整備センターを拠点とした資源循環の推進
- 38 ◆ 下水汚泥の活用、一般廃棄物処理施設の熱回収の促進、バイオマスの

- 1 利用促進
- 2 ◆ 浄水発生土*のセメント原料化など再資源化の促進
- 3 ◆ 各種リサイクル法の的確な運用
- 4 ◆ (関連取組) 太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの
- 5 普及拡大(再掲)
- 6

1 施策の方向③ 生物多様性の回復の推進

2 人間活動により世界的に生物多様性は悪化し続けており、多種多様な動植物が生
3 息・生育できる自然環境の保全・創出が求められています。

4 このような状況の中、令和6年3月に埼玉県生物多様性保全戦略（2024(令和6)
5 年度～2031（令和13）年度）を策定し、2050年までの「自然と共生する社会（自
6 然共生社会）」の実現を理念とし、2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転
7 させ、回復軌道に乗せて、人々と地球双方にとって利益となる「ネイチャーポジテ
8 イブ（自然再興）」を実現することとしました。

9 さらに、生物多様性の損失を止めるためには、経済システムがもたらす生物多様
10 性への負荷への対応が重要であり、生物多様性や自然資本の観点を企業などの事業
11 活動に取り入れ、ネイチャーポジティブ経済への転換を図ることが必要です。

12 希少野生動植物の保護増殖活動の推進や森林保全、侵略的外来生物に係る防除対
13 策等に県民・企業など多様なステークホルダーとともに取り組み、生物多様性の回
14 復を目指します。

15 (1) 生態系の健全性の回復

- 16 ◆ 野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止
- 17 ◆ 野生鳥獣の生息状況調査などによる保護管理
- 18 ◆ 野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保
- 19 ◆ 野生鳥獣における感染症等への連携した対応
- 20 ◆ 侵略的外来生物の情報収集及び駆除
- 21 ◆ アライグマの計画的防除
- 22 ◆ 希少野生動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施
- 23 ◆ 野生動植物の継続的調査
- 24 ◆ 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）等の取組の
25 推進、支援（新規）

26 (2) 生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備

- 27 ◆ みどりに関する学習環境の整備
- 28 ◆ 自然ふれあい施設の利用促進
- 29 ◆ みどりを守り創る活動の支援と促進
- 30 ◆ 生物多様性センターによる保全活動等の支援
- 31 ◆ 県民による自然環境保全活動の推進
- 32 ◆ 多様な主体と連携した取組（新規）

33 (3) 多面的機能を発揮する森林の保全と育成

- 34 ◆ 水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全
- 35 ◆ 森林の病虫獣害防止対策の実施
- 36 ◆ 都市と山村の連携による森づくり
- 37 ◆ 県民参加による森づくりの推進
- 38 ◆ 自然公園の保全

- 1 ◆ 県産木材の利用促進・率先活用
- 2 ◆ (関連取組) 健全な水循環構築に向けた取組の実施 (後出)
- 3 ◆ (関連取組) 農林業・農山村の持つ多面的機能の維持発揮 (新規) (後出)
- 4 (4) 里地里山や水域における多様な生態系ネットワークの形成
- 5 ◆ 特別緑地保全地区*など地域制緑地*の指定
- 6 ◆ 公有地化の推進
- 7 ◆ 「ふるさとの緑の景観地」の指定・維持管理
- 8 ◆ みどりの三富地域づくりの推進
- 9 ◆ 「さいたま緑のトラスト運動」の推進
- 10 ◆ 里山や平地林の整備・保全・活用
- 11 ◆ 見沼田圃*の保全・活用・創造
- 12 ◆ 環境に配慮した公共事業の実施 (新規)
- 13 ◆ 自然や生物、景観に配慮した河川整備
- 14 ◆ 農林業・農山村の持つ多面的機能の維持発揮 (新規)
- 15 (5) 人と自然が共生する都市づくり
- 16 ◆ 地域と調和した都市農業の振興
- 17 ◆ 豊かな緑を保全・創出する公園整備
- 18 ◆ 県有施設などの身近な場所の緑化
- 19 ◆ 「緑化計画届出制度」の適切な運用 (拡充)

20

1 施策の方向④ 持続可能なまちづくり

2 本県の人口は減少傾向にあり、75歳以上高齢者人口は全国トップレベルのスピードで増加することが予想されています。

3 現在でも、中心市街地の衰退や空き家の増加等による都市の低密度化が進行し、
4 地域活力の低下などが顕在化しつつあります。また激甚化・頻発化する災害にも対応
5 していかなければなりません。

6 このような人口減少・超少子高齢社会の到来という歴史的課題に対応するため、
7 あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」
8 を目指すべく、人口減少・超少子高齢化を前提としてまちづくりを通じて持続的
9 な社会を構築する「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を広く展開していきます。
10 人的支援、財政支援、企業とのマッチング支援、技術支援等により市町村のプ
11 ロジェクトを県が支援し、持続可能なまちづくりを実現していきます。

12 また、社会自体が持続可能であるためには、私たちの社会生活や経済活動自体も
13 持続可能である必要があります。

14 生活に欠かせないエネルギーについて、太陽光発電と蓄電池を組み合わせるな
15 ど、その効率的な利用を図り、経済活動においても、環境に配慮した事業活動を主
16 とした持続可能な経営が実現できるよう、必要な支援を行っていきます。

17 (1) 環境と共生する持続可能なまちづくりの推進

18 ◆「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能な
19 まちづくり

- 20 ◆ 地域資源を活用した取組の推進（拡充）
- 21 ◆ 地域の特性を生かした景観づくりの推進
- 22 ◆ グリーン・ツーリズム*の推進
- 23 ◆ 史跡・名勝・天然記念物などの指定
- 24 ◆ 大規模開発事業における環境の保全

25 (2) エネルギーの効率的な利用の推進

- 26 ◆ コージェネレーションシステムの導入の促進
- 27 ◆ IoT 技術を活用した分散型エネルギー*の効率的な利用の推進
- 28 ◆（関連取組）再生可能エネルギー施設の適切な設置・管理（再掲）
- 29 ◆（関連取組）「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続
30 可能なまちづくり（新規）（後出）

31 (3) 環境に配慮した事業活動の支援

- 32 ◆ サステナブル経営に取り組む企業への支援（拡充）
- 33 ◆ 中小企業の環境・エネルギー分野のビジネス支援
- 34 ◆ 環境に配慮した農業の振興や地産地消の推進
- 35 ◆ 県の率先行動やグリーン購入などの推進

施策の方向⑤ 恵み豊かな川との共生

埼玉の恵み豊かな河川を守り、共生を図るには、良好な水質や豊かな水量、水辺の生き物とそれらを育む河川環境の確保などが必要になります。

川の水質に影響を与える生活排水について、令和6年度末の生活排水処理人口普及率は94.3%で、国の掲げる目標である概成*95%以上を概ね達成している状況にあります。一方、浄化槽の法定検査の受検率は令和6年度末で24.8%と低い状況にあり、浄化槽の適切な維持管理を促進する必要があります。また河川水質の環境基準達成率は90%前後で推移しており、100%達成にはより一層の改善が求められます。

このため、工場・事業場に対する規制遵守指導や浄化槽の適正な維持管理の促進などにより、河川水質の改善に取り組みます。

また、県民・団体・企業が連携し、河川清掃や生物調査、川の利活用に取り組む「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」を推進していきます。

(1) 公共用水域・地下水の汚染防止

- ◆ 水質の汚染の監視（常時監視）
- ◆ 工場・事業場に対する規制遵守指導及び地下水の汚染拡散の防止
- ◆ 異常水質事故対策の推進
- ◆ 下水道、農業集落排水*などの汚水処理施設*の整備や合併処理浄化槽への転換の促進
- ◆ 浄化槽の適正な維持管理の促進（新規）
- ◆ 非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施
- ◆ （関連取組）プラスチック資源の循環的利用の推進（再掲）

(2) 水循環の健全化

- ◆ 健全な水循環構築に向けた取組の実施
- ◆ （関連取組）プラスチック資源の循環的利用の推進（再掲）
- ◆ （関連取組）水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全（再掲）
- ◆ 雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進
- ◆ 既存住宅への雨水貯留浸透施設の整備及び透水性アスファルト舗装による歩道整備
- ◆ （関連取組）観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進（後出）

(3) 水辺空間の利活用

- ◆ 県民・企業と連携した水辺空間の活用
- ◆ 川との共生に取り組む地域団体などへの活動支援
- ◆ 豊かな水と緑を育む河川環境の整備
- ◆ 水辺空間の生き物に関する情報収集・発信
- ◆ （関連取組）◆自然や生物、景観に配慮した河川整備（再掲）

施策の方向⑥ 着実な環境保全

本県における環境保全対策は一定の成果を得て、近年は大気、水質分野における環境基準は概ね達成している状況ではありますが、工場・事業場等に対して必要な検査、指導を行うことで、着実な環境保全を担保することが必要です。

また、近年新たな社会問題になっている PFAS や、環境基準未達成の光化学オキシダントなどの対応すべき課題に対し、水質の定期的なモニタリングや、大気汚染状況の監視を行い、結果の適切な広報により県民の健康被害を防止していきます。

産業廃棄物の最終処分量は 15.5 万トン（令和 5 年度）で、5 年前（平成 30 年度）から 2.2%減少しています。一方で、特定再生資源の屋外での不適正な保管への的確な対応や、不法投棄の未然防止や早期対応の徹底が求められています。このため、事業者への立入検査やパトロール、指導強化により、廃棄物や特定再生資源などの不適正処理・不法投棄を防止していきます。

さらに、自然災害や事故に伴う石綿や化学物質等の飛散・流出を最小限に抑え、災害廃棄物に迅速に対応するなど、非常災害時の対応には万全を期す必要があります。

(1) 環境リスクの低減

- ◆ 建物の解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進
- ◆（関連取組）石綿廃棄物の適正処理（再掲）
- ◆ 化学物質に関する情報公開や事業者の環境コミュニケーション*の促進
- ◆ 化学物質の適正管理と災害対策の促進
- ◆ ダイオキシン類対策の推進
- ◆ PFAS 対策の推進（新規）
- ◆ 放射性物質の監視、測定
- ◆（関連取組）水質の汚染の監視（常時監視）（再掲）
- ◆（関連取組）工場・事業場に対する規制遵守指導及び地下水の汚染拡散の防止（再掲）
- ◆（関連取組）異常水質事故対策の推進（再掲）

(2) 安全な大気環境の確保

- ◆ 大気の汚染の監視（常時監視）
- ◆ 工場・事業場に対する規制遵守指導
- ◆ 県内 VOC 排出量の削減（新規）
- ◆ 光化学スモッグによる健康被害の未然防止
- ◆ ディーゼル車運行規制*（一部のディーゼル車に限る）の実施やアイドリングストップ*の指導
- ◆（関連取組）バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和（再掲）

(3) 土壌の汚染防止及び地盤環境の保全

- ◆ 土壌などの汚染の監視（常時監視）及び土壌汚染対策の推進

- ◆ 観測や規制の的確な運用等による地盤沈下防止対策の推進
- ◆ 河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施
- ◆ (関連取組) 工場・事業場に対する規制遵守指導及び地下水の汚染拡散の防止 (再掲)
- (4) 身近な生活環境の保全
 - ◆ 土砂の不適正なたい積の防止
 - ◆ 騒音・振動・悪臭対策の推進
 - ◆ 事業所における公害防止体制の整備
 - ◆ 公害苦情・紛争への適正な対応
 - ◆ 金属スクラップ保管事業者への指導強化 (新規)
- (5) 廃棄物の適正処理の推進
 - ◆ 廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施
 - ◆ 不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底
 - ◆ ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の適正処理
 - ◆ 石綿廃棄物の適正処理
 - ◆ (関連取組) 建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進 (後出)
 - ◆ 廃棄物処理施設の適正な維持管理の促進
 - ◆ 安全・安心な県営処分場の運営、研究
- (6) 廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上
 - ◆ 廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成
 - ◆ 市町村のごみ処理体制の整備促進
 - ◆ リチウムイオン電池等処理困難廃棄物の適正処理の推進
 - ◆ 災害廃棄物への対応力強化

施策の方向⑦ 環境科学の振興と未来を担う人づくり

科学的根拠に裏付けされた確かな情報を発信し、誰もが簡単に情報にアクセスでき、活用できるようにすることが環境科学の振興や未来を担う人づくりにつながります。

環境課題に対応する試験研究や社会実装化を見据えた企業との共同研究により社会に役立つ環境情報の収集、発展に努め、その成果を情報発信していきます。

また、本県においても激甚な公害を克服してきた確かな技術を有することから、海外への技術支援など国際貢献活動を実施していきます。

さらに、環境学習活動をより進めていくため、気軽に、楽しく学べるよう工夫を凝らした体感型の展示館である「彩かんかん」を利用した支援や、環境アドバイザーや環境学習応援隊など多様な主体と連携した活動を推進していきます。

(1) 環境情報の収集及び提供

- ◆ 試験研究の成果や環境情報の発信
- ◆ 自然史標本、生物多様性情報の収集及びデータベースの作成
- ◆ (関連取組) 気候変動適応センターによる適応策の情報発信 (新規)
(再掲)
- ◆ (関連取組) 生物多様性センターによる保全活動等の支援 (再掲)

(2) 環境科学の振興と国際貢献

- ◆ 産官学民と交流及び連携した共同研究の推進
- ◆ 環境政策を科学的側面から支える機能の強化
- ◆ 海外との共同研究や技術交流

(3) 環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などとの連携

- ◆ 地域の清掃活動の推進
- ◆ 「彩の国ロードサポート制度*」の推進
- ◆ 環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などへの支援
- ◆ 九都県市を中心とした連携の推進

(4) 環境を守り育てる人づくり

- ◆ 環境科学国際センターにおける環境学習・環境保全活動の担い手の育成
- ◆ 学校における環境教育の推進
- ◆ 子供の自主的な環境活動の支援
- ◆ ボランティアや企業と連携した環境学習の支援
- ◆ 環境科学国際センターにおける「彩かんかん」や公開講座による環境学習の推進
- ◆ 自然の博物館や川の博物館における学校支援、レファレンス*対応の充実
- ◆ 自然体験や講座など様々な機会における環境学習の実施